



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *83 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 2

○ 告示

1146 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課) 2
1147 身体障害者福祉法による医師の指定	(〃) 3
1148 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃) 3
1149 令和6年和歌山県告示第289号（令和6年度随時技能検定の実施）の一部改正	(労働政策課) 3
1150 特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課) 4
1151 保安林の指定	(森林整備課) 4
1152 保安林の指定施業要件変更予定	(〃) 4
1153 〃	(〃) 5
1154 〃	(〃) 5
1155 〃	(〃) 5
1156 〃	(〃) 6
1157 〃	(〃) 6
1158 道路の区域変更	(道路保全課) 7
1159 道路の供用開始	(〃) 7
1160 道路の区域変更	(〃) 7
1161 道路の供用開始	(〃) 8
1162 都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課) 8
1163 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 8
1164 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 9
1165 〃	(〃) 9
1166 〃	(〃) 10
1167 〃	(〃) 10
1168 土砂災害警戒区域の指定	(〃) 10
1169 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 11
1170 〃	(〃) 11
1171 〃	(〃) 12
1172 令和3年和歌山県告示第1067号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部改正	(建築住宅課) 12

○ 監査公表

監査公表第27号 14
監査公表第28号 15

規 則

和歌山県規則第83号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則（昭和42年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u> (10) 地方警察職員 <u>令和7年3月1日から同月末日まで</u></p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u> (10) 地方警察職員 <u>令和6年3月1日から同月末日まで</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1146号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052300 112	オリーブの家	新宮市清水元一丁目6-20	放課後等デイサービス	一般社団法人オリーブ	田辺市本宮町伏押82 3番地の5	令和6.4.1

和歌山県告示第1147号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類												
					視 覚	聴 覚	平 衡 能	音 声 機 能 又 は 言 語 機 能	そ し や く 機 能	肢 体 不 自 由	心 臓 の 機 能	じ ん 臓 の 機 能	呼 吸 器 の 機 能	ぼ う こう 又 は 直 腸 の 機 能	小 腸 の 機 能	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	肝 臓 の 機 能
阪本朋彦	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和6.12.11							○						
星野晃廣	整形外科	公立那賀病院	紀の川市打田1282	令和6.12.11							○						
伊豫巧朗	耳鼻咽喉科	有田市立病院	有田市宮崎町6	令和6.12.11	○	○	○										
増田圭哉	整形外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和6.12.11							○						
山川量平	整形外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和6.12.11							○						
田中瑛一朗	総合診療科	高野山総合診療所	伊都郡高野町高野山631	令和6.12.11							○			○			

和歌山県告示第1148号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400656	訪問介護ステーション星に願いを	海南市木津288-1	重度訪問介護	株式会社流星群	海南市木津288-1	令和6.11.30

和歌山県告示第1149号

令和6年和歌山県告示第289号（令和6年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和6年12月20日から適用する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県報 第577号

令和6年12月20日（金曜日）

本文中「ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）」の次に「、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）」を加え、「140円切手」を「180円切手」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

和歌山県告示第1150号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
西脇池	海南市小野田字西津越391-1	令和6年12月20日
西池（次ヶ谷）	海南市次ヶ谷山口16	令和6年12月20日

和歌山県告示第1151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字賣地1622、1622の1

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1152号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1153号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1154号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1155号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1156号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1157号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海草郡紀美野町田字北原57番5地先から同町中字林家25番1地先まで	旧	13.88 81.87	399.69	谷口橋 新谷口橋 L=30.90 L=22.80
同上	新	13.88 41.68	399.69	谷口橋 新谷口橋 L=30.90 L=22.80

和歌山県告示第1159号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町田字北原57番5地先から同町中字林家25番1地先まで

供用開始の期日 令和6年12月23日

和歌山県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字前ノ田2595番1地先から同町大字井関字岩本1038番1地先まで	旧	7.17 19.24	963.40	魚の首橋 L=7.40
同上	新	7.82 19.24	963.40	魚の首橋 L=7.40

和歌山県告示第1161号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字前ノ田2595番1地先から同町大字井関字岩本1038番1地先まで

供用開始の期日 令和6年12月20日

和歌山県告示第1162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行者の名称

有田市

2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画道路事業3・6・8号内川港線

3 事業施行期間

令和5年3月31日から令和10年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

令和5年和歌山県告示第394号の事業地のうち、和歌山県有田市港町字背戸山及び初島町浜字砂浜地内において、事業地を変更する。

使用の部分

なし

和歌山県告示第1163号

和歌山県報 第577号

令和6年12月20日（金曜日）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

大西2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		秋津町	大西	1695番	
2号	〃		〃	〃	1696番2	
3号	〃		〃	〃	1700番	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	1702番	
6号	〃		〃	〃	〃	
7号	〃		〃	〃	1705番1	
8号	〃		〃	〃	〃	
9号	〃		〃	〃	1697番1	
10号	〃		〃	〃	1692番	

和歌山県告示第1164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成27年11月27日付け和歌山県告示第1358号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東岩代東中村4（II-4964）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年5月25日付け和歌山県告示第616号、平成29年10月24日付け和歌山県告示第1354号及び平成30年4月24日付け和歌山県告示第538号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
長井（2）（I-1916）、浦神・浦神（3）・浦神（I-1949）、倍地1（I-4677）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成26年3月24日付け和歌山県告示第320号及び平成28年3月29日付け和歌山県告示第309号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
与根子川右支渓（8-422-1-019）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年6月8日付け和歌山県告示第687号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
竹原2（I-4755）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 2 土砂災害警戒区域の名称

与根子川右支渓（8-422-1-019）

- 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東岩代東中村4（II-4964）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

長井（2）（I-1916）、浦神・浦神（3）・浦神（4）（I-1949）、倍地1（I-4677）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

竹原2（I-4755）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1172号

令和3年和歌山県告示第1067号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和6年12月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

県営住宅の所在地	団地名	住 宅	利便性係数
和歌山市島	川永団地	17号棟から24号棟まで	0.9099
		その他の住宅	0.9499
和歌山市井ノ口、祢宜	千旦団地	1号棟から9号棟まで	0.8323
		その他の住宅	0.9073
和歌山市栄谷	栄谷団地	全ての住宅	0.8317
和歌山市祢宜	千旦第二団地	全ての住宅	0.8332
和歌山市延時	延時団地	全ての住宅	0.8386
和歌山市西庄	西脇グリーン団地	全ての住宅	0.8350
和歌山市太田	和歌山東団地	1号室から6号室まで	0.9328
		その他の住宅	0.9028
和歌山市三葛	三葛団地	全ての住宅	0.8410
和歌山市松江東四丁目	東松江団地	全ての住宅	0.8641
和歌山市大谷、楠見中	楠見団地	全ての住宅	0.8420
和歌山市島、宇田森	ニューかわなが団地	全ての住宅	0.9099
和歌山市男野芝丁	雄湊団地	全ての住宅	0.9927

和歌山市北中島一丁目	宮前駅前団地	全ての住宅	0.9301
和歌山市八番丁	城北団地	全ての住宅	0.9941
和歌山市弘西	紀伊団地	全ての住宅	0.9044
和歌山市今福二丁目	今福第一団地	全ての住宅	0.9287
和歌山市松ヶ丘二丁目、西浜一丁目	西浜団地	全ての住宅	0.9634
和歌山市今福三丁目	今福第二団地	全ての住宅	0.9445
海南市且来	海南あっそ団地	全ての住宅	0.9045
海南市日方	海南駅前団地	全ての住宅	1.0000
橋本市高野口町大野	西之島団地	全ての住宅	0.7121
橋本市野	野団地	全ての住宅	0.8785
橋本市御幸辻	みゆきつじ団地	全ての住宅	0.9626
有田市糸我町西	糸我団地	全ての住宅	0.8743
有田市宮原町新町	宮原団地	全ての住宅	0.9039
有田市港町	港団地	全ての住宅	0.9050
御坊市藤田町吉田	第二吉田団地	全ての住宅	0.8261
御坊市湯川町富安	下富安団地	全ての住宅	0.8839
御坊市藤田町吉田	藤田団地	全ての住宅	0.9448
田辺市上の山二丁目	田辺団地	全ての住宅	0.7794
田辺市新万	新万団地	全ての住宅	0.9025
田辺市文里二丁目	文里団地	全ての住宅	0.8221
田辺市新庄町	内之浦団地	全ての住宅	0.8218
田辺市新庄町	西跡之浦団地	全ての住宅	0.8127
田辺市鮎川	鮎川団地	全ての住宅	0.8313
田辺市鮎川	鮎川第二団地	全ての住宅	0.8313
田辺市中辺路町栗栖川	栗栖川団地	全ての住宅	0.7537
田辺市中芳養	中芳養団地	全ての住宅	0.8772
新宮市緑ヶ丘一丁目	新宮団地	全ての住宅	0.9100
新宮市清水元二丁目	丸山団地	全ての住宅	0.9395
新宮市蜂伏	佐野団地	全ての住宅	0.9044
海草郡紀美野町小畠	野上団地	9号室及び10号室	0.9958
		その他の住宅	0.9358
海草郡紀美野町小畠	小畠団地	4号室及び23号室	0.9635
		その他の住宅	0.9035
紀の川市貴志川町長山	長山団地	全ての住宅	0.8783

岩出市吉田	鴨沼団地	1号棟及び6号棟	0.9710
		7号棟	0.9960
		その他の住宅	0.9210
伊都郡かつらぎ町大字妙寺	妙寺団地	全ての住宅	0.8162
伊都郡かつらぎ町大字笠田東	笠田団地	全ての住宅	0.8536
有田郡湯浅町大字別所	湯浅団地	1号棟	0.9100
		その他の住宅	0.8500
有田郡湯浅町大字湯浅	青木団地	全ての住宅	0.9371
有田郡湯浅町大字山田	御殿場団地	全ての住宅	0.8778
有田郡広川町大字和田	和田団地	全ての住宅	0.8428
有田郡有田川町大字徳田	徳田団地	全ての住宅	0.8610
有田郡有田川町大字糸野	糸野団地	全ての住宅	0.8571
有田郡有田川町大字吉原	吉原団地	全ての住宅	0.8546
日高郡みなべ町北道、芝	王子団地	全ての住宅	0.8925
西牟婁郡白浜町堅田	白浜団地	全ての住宅	0.7768
西牟婁郡白浜町	阪田団地	全ての住宅	0.8795
西牟婁郡白浜町日置	日置団地	全ての住宅	0.8313
西牟婁郡白浜町椿	椿団地	全ての住宅	0.9270
西牟婁郡上富田町朝来	丹田台団地	1号棟及び2号棟	0.9201
		3号棟及び4号棟	0.9042
西牟婁郡上富田町岡	岡団地	全ての住宅	0.9326
西牟婁郡すさみ町周参見	すさみ団地	全ての住宅	0.9311
東牟婁郡那智勝浦町大字天満	那智勝浦団地	全ての住宅	0.8080
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	宇久井団地	全ての住宅	0.8867
東牟婁郡太地町大字太地	平見団地	全ての住宅	0.9009
東牟婁郡串本町串本	串本団地	全ての住宅	1.0000
東牟婁郡串本町出雲	出雲団地	全ての住宅	0.8299

監査公表

和歌山県監査公表第27号

令和6年8月29日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 医療費の患者自己負担分について、納期限から2か月を経過した後も督促状を発していなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 発行すべき督促状については、直ちに発行した。 今後、このようなことのないよう、和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアルに基づき、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第28号

令和6年8月29日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 総務部

(1) 財政課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表について、決裁がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 歳入歳出外現金の受入れについて、今後は適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 税務課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 ア 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の改正漏れにより、自動車税種別割が課税誤りとなり、納税者に還付する事例が発生したので、今後このようなことのないよう和歌山県税条例の改正に十分留意して再発防止に努められたい。</p> <p>注意事項 ア 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 ア 県税の賦課徴収の根拠となる条例の規定に改正漏れがあったという事態を深刻に受け止め、こうした事態を再び起こすことのないよう、条例改正については、改正案の作成段階から、条例改正担当者と各税目担当者が相互に精査する方法に改め、組織的な確認体制を強化した。</p> <p>注意事項 ア 支出負担行為の決裁区分については、支出科目及び支出額に応じ、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 市町村課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア ETCカードの貸出及び返却に際して、担当者、管理者及び使用者が、ETCカードの確認を怠ったこと、また、ETCカードの使用料の支払に際して請求内容と使用簿の確認を怠ったことにより、長期間にわたり県名義のETCカードと職員名義のETCカードが入れ替わり、誤使用していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア ETCカードの貸出及び返却並びにETCカードの使用料の支払について、ETCカード取扱いマニュアルに基づき、適正な事務を行いうよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(4) 管財課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 廃川敷地において、第三者の建物等が存在しているにもかかわらず、その経緯が不明な事例があったので、速やかに調査するとともに、今後はこのようなことのないよう、常に廃道敷地等の現状を的確に把握し、適正に処理されたい。</p> <p>イ 廃道敷地等のうち、地籍調査等により判明した測量誤差等について、令和5年度末に公有財産台帳から30件削除しているが、当該地籍調査等の半数以上は、5年以上前に実施されていた。</p> <p>今後はこのようなことのないよう、常に廃道敷地等の現状を的確に把握し、適正に管理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 本件については、第三者の特定を進めるとともに、適正な処理に努めていく。</p> <p>今後は、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に基づき、適正な財産管理をするよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 今後はこのようなことがないよう、引き続き関係市町の地籍調査の状況を注視しながら、適正に処理を進めるよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 企画部

(1) 国際課

監査実施年月日 令和6年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 山東省内政府職員研修補助金について、額の確定がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）に基づき適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) スポーツ課

監査実施年月日 令和6年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡において、使用料及び賃借料として交付を受けた資金で、燃料費を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 貸地料の使用許可において、誤った使用許可書の発出後、正しい使用許可書の再交付に際し、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛の会議室について、使用的する団体ごとの使用料を明示せず使用を許可していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 常時の資金前渡の適切な取扱いについて、関係職員に周知徹底の上、使途に応じた資金前渡をすることとした。</p> <p>イ 使用許可書の再交付に際し、適正な手続を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 使用者ごとに使用料を明示して使用許可書を発行するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 環境生活部

(1) 脱炭素政策課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 早急に現物確認を行い、郵便切手類使用簿に記帳するとともに、郵便切手類使用簿の取扱いについて、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正な処理を行うよう、所属職員に対し周知徹底した。</p>

4 共生社会推進部

(1) 人権施策推進課

監査実施年月日 令和6年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 峰入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 峰入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表の出力漏れがないか随時財務会計システムを確認するとともに、決裁漏れがないか複数人で確認することとし、今後同様の誤りが起こらないよう、改めて所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

5 福祉保健部

(1) 社会福祉課

監査実施年月日 令和6年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 報償費の支出において、個人に対する源泉徴収がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第204条に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 健康推進課

監査実施年月日 令和6年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 峰入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表について、決裁がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 指定管理者に対する備品の貸与について、物品貸付調書による決定をしていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 備品の貸与について、物品貸付調書による決定を行うとともに、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

6 商工労働部

(1) 企業振興課

監査実施年月日 令和6年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 受講料等において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則第34条第1項に基づき、納期限後20日以内に督促状が届くよう、納期限から15日後に財務会計システムで未納がないか確認し、未納が確認された場合は、督促状を発送するよう、再発防止策を所属職員に周知徹底した。</p>

7 農林水産部

(1) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 畜産試験場

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 修繕料の支出負担行為において、出納機関の合議区分を誤っている事例があったので、適正に処</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよ</p>

<p>理されたい。</p> <p>イ 毒物及び劇物の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 定期的に保管量の確認を行わず、管理簿にも記録していなかった。</p> <p>(イ) 四半期ごとに表示、設備や管理状況に関して点検を実施せず、点検結果表にも記録していなかった。</p>	<p>う、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 毒物及び劇物の取扱いについて、次のとおり措置した。</p> <p>(ア) 直ちに保管量の確認を行い、管理簿に記載した。今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p> <p>(イ) 直ちに表示、設備や管理状況の確認を行い、点検結果表に記載した。今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>
--	---

(3) 水産試験場

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>ア 火災保険料の支出負担行為において、出納機関及び管財課への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	注意事項 <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関及び管財課への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 食品流通課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>ア 昨年度に引き続き、前金払において、確認が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	注意事項 <p>ア 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底するとともに、チェックリストを作成し上司が進捗確認を行うなど、確認体制を強化した。</p>

(5) 畜産課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>ア 昨年度に引き続き、前金払において、確認が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	注意事項 <p>ア 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底するとともに、チェックリストを作成し上司が進捗確認を行うなど、確認体制を強化した。</p>

(6) 林業振興課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>ア 公用車の車検に係る諸費用の支払を遅延し、業者が立替払している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったので、適正に処理されたい。</p>	注意事項 <p>ア 車検時における諸費用については、資金前渡又は前金払により支払い、業者に立替払させないよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 前渡資金出納簿については、予備監査後すぐに作成するとともに、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(7) 森林整備課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 <p>ア 行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	注意事項 <p>ア 納期限内の納付確認について、所属職員へ指導するとともに、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 県土整備部

(1) 技術調査課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 物品売扱収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 納付状況を複数人で確認するとともに、和歌山県財務規則及び運用通知に基づく適正な事務処理について、改めて所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 河川課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、令和5年度末で9件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。</p> <p>また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。</p> <p>イ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。</p> <p>また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、和歌山県河川法違反行為対策指針に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続き、指導や河川敷地の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また、河川パトロール実施要領に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>イ 不法占用となっている廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが「隣地の境界が明確でない」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意が得られない」等の理由で解決に時間を要している。</p> <p>なお、財産処分（売払い等）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていくとともに、新たな不法占用を防止するため定期的な巡視を行い、引き続き適正な管理に努めていく。</p>

(3) 公共建築課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、4月1日の現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当該事務の重要性等を所属職員に周知するとともに、確認体制を強化した。</p>

(4) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）維持運営管理委託業務について、協定書に定められている利用規則等の制定に係る承認の決裁がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 指定管理者に対する備品の貸与において、物品貸付調書による決定をしていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）維持運営管理委託業務協定書第38条に基づく利用規則等の制定に係る承認の決裁を行った。</p> <p>また、再発防止策として、指定管理に係る一連の手続をまとめたチェックリストを作成し、手続漏れが起きないよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程第20条に基づく物品貸付調書による決定を行った。</p> <p>また、再発防止策として、指定管理に係る一連の手続をまとめたチェックリストを作成し、手続漏れが起きないよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(5) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 備品購入費において、支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 備品購入時及び物品調達時において、適切な期間に支払の処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。また、歳出執行表をチェックし、何を支出したかの確認作業を行うようにした。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例だったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 合議に関する決裁権者を含む所属職員に対し周知徹底するとともに、会計事務適正化研修等の各種研修等の機会において、庁内各所属及び出納機関への周知を図っていく。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 単価契約物品に係る支出票を紛失していた事例だったので、今後このようなことがないよう公文書の適正な管理・保管に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 所属職員に対して研修を行い、書類の整理整頓及び処理状況の確実な管理について周知徹底を図った。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 令和6年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務の入札保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県財務規則に基づき、入札保証金免除手続きを適正に実施するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

11 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 令和6年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 建設工事請負契約において、契約保証のための履行保証保険等の保険証券の受理前に契約を締結している事例だったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県財務規則及び和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

12 公安委員会

監査実施年月日 令和6年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 委託料の支出において、履行確認がなされていない事例だったので、適正に処理されたい。 イ 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に</p>	<p>注意事項 ア 支出の際の履行確認を徹底するとともに、決裁の際には履行確認を行っているかどうかを十分に確認するよう、関係職員に周知した。 イ 所属職員に対して交通事故の防止に関する具体的な指示教養や運転訓練を実施するなどして、交</p>

留意し、車両の適正な管理に努められたい。

交通事故の防止及び公用車両の適正な管理に努める
よう、改めて指示を行った。